

2021年5月31日

吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第782条第1項および会社法施行規則第183条に定める書面)

大阪府中央区平野町四丁目1番2号

大阪瓦斯株式会社

代表取締役社長 藤原正隆



当社は、当社を吸収分割会社、当社の完全子会社である大阪ガスネットワーク株式会社（以下「大阪ガスネットワーク」といいます。）を吸収分割承継会社として、大阪ガスネットワークとの間で締結した2021年4月23日付吸収分割契約書に基づき、2022年4月1日を効力発生日として、当社が一般ガス導管事業等に関して有する権利義務等を大阪ガスネットワークに承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を行います。

本件吸収分割に関して会社法第782条第1項および会社法施行規則第183条により開示すべき事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項）

別紙1のとおりです。

2. 本件吸収分割の対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号）

(1) 吸収分割承継会社が吸収分割会社に交付する株式の数の相当性に関する事項

大阪ガスネットワークは、本件吸収分割に際して、普通株式670万株を新たに発行し、その全てを当社に対して割当て交付いたします。

当社に対して交付される株式の数につきましては、大阪ガスネットワークが当社の完全子会社であり、また本件吸収分割に際して大阪ガスネットワークが発行する株式の全てが当社に交付されることから、これを任意に定めることができるものと認められるため、当社および大阪ガスネットワークが協議のうえ決定したものであり、相当であると判断しております。

(2) 吸収分割承継会社の資本金および準備金の額の相当性に関する事項

本件吸収分割に際して増加する大阪ガスネットワークの資本金および準備金の額は、本件吸収分割後における大阪ガスネットワークの事業内容および当社から承継する権利義務等に照らして相当であると判断しております。

3. 吸収分割承継会社に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号）

(1) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

大阪ガスネットワークの第 1 期事業年度は、成立の日である 2021 年 4 月 1 日より 2022 年 3 月 31 日までであり、本書作成日現在、第 1 期事業年度は終了していません。

大阪ガスネットワークの成立の日における貸借対照表は、別紙 2 のとおりです。

(2) 吸収分割承継会社の成立の日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

4. 吸収分割会社に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 5 号）

(1) 当社の最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

5. 効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

(1) 吸収分割会社の債務の履行の見込みに関する事項

当社の 2021 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産および負債の額は、それぞれ 1 兆 7,203 億円および 8,879 億円です。

また、本件吸収分割により当社が大阪ガスネットワークに承継させる予定の資産および負債の額は、それぞれ 3,770 億円及び 422 億円です。

これらに加え、2021 年 3 月 31 日から現在に至るまでの資産および負債の額に生じた変動ならびに今後本件吸収分割の効力発生日までに予測される資産および負債の額の変動を考慮しても、本件吸収分割の効力発生日以後における当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点ならびに当社の収益状況およびキャッシュフロー等に鑑みて、当社の負担する債務については、本件吸収分割の効力発生日以後も履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 吸収分割承継会社の債務（吸収分割会社が吸収分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項

大阪ガスネットワークの成立の日である 2021 年 4 月 1 日現在の貸借対照表における資産および負債の額は、それぞれ 1 億円および 0 円です。

本件吸収分割により大阪ガスネットワークが当社から承継する予定の資産および

負債の額は、それぞれ 3,770 億円及び 422 億円です。

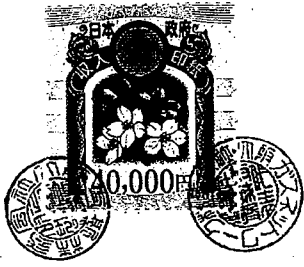
また、大阪ガスネットワークの 2021 年 4 月 1 日から現在に至るまでの資産および負債の額に生じた変動ならびに今後本件吸収分割の効力発生日までに予測される大阪ガスネットワークの資産および負債の額の変動を考慮しても、本件吸収分割の効力発生日以後における大阪ガスネットワークの資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点ならびに大阪ガスネットワークの収益状況およびキャッシュフロー等に鑑みて、大阪ガスネットワークが当社から承継する債務については、本件吸収分割の効力発生日以後も履行の見込みがあるものと判断しております。

以 上

吸 収 分 割 契 約 書

大阪瓦斯株式会社
大阪ガスネットワーク株式会社



吸収分割契約書

大阪瓦斯株式会社(以下「甲」という。)および大阪ガスネットワーク株式会社(以下「乙」という。)は、第1条に定める事業に関して甲が有する権利義務等を乙に承継させる吸収分割(以下「本件吸収分割」という。)について、以下のとおり吸収分割契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(吸収分割)

甲は、本契約の定めに従い、吸収分割の方法により、甲の一般ガス導管事業および附帯する事業(以下「本件事業」という。)に関して有する第4条第1項記載の権利義務等を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条(商号および住所)

本件吸収分割における吸収分割会社および吸収分割承継会社の商号および住所は、以下のとおりである。

＜吸収分割会社(甲)＞

商号：大阪瓦斯株式会社

住所：大阪府中央区平野町四丁目1番2号

＜吸収分割承継会社(乙)＞

商号：大阪ガスネットワーク株式会社

住所：大阪府中央区平野町四丁目1番2号

第3条(効力発生日)

本件吸収分割の効力発生日(以下「本件効力発生日」という。)は、2022年4月1日とする。ただし、本件吸収分割手続の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第4条(承継する権利義務等)

- 1 本件吸収分割により、本件効力発生日において、甲から分割され乙に承継される資産、債務、契約上の地位その他の権利義務等(以下「承継対象権利義務」という。)は、別紙「承継対象権利義務明細表」のとおりとする。
- 2 前項に基づく甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

第5条(本件吸収分割の対価)

乙は、本件吸収分割に際して普通株式670万株を発行し、その全てを甲に対して割当て交付する。

第6条（乙の資本金および準備金の額）

本件吸収分割により増加する乙の資本金および準備金の額は、以下のとおりとする。

＜資本金＞

本件吸収分割により増加する資本金の額は、金59億円とする。

＜資本準備金＞

本件吸収分割により増加する資本準備金の額は、金15億円とする。

＜利益準備金＞

本件吸収分割により利益準備金の額は増加しない。

第7条（株主総会の承認）

甲および乙は、本件効力発生日の前日までに、本契約および本件吸収分割に必要な事項について、それぞれ株主総会の承認を求めるものとする。

第8条（競業禁止義務）

甲は、本件効力発生日以降であっても、本件事業に関し競業禁止義務を負わない。

第9条（本契約の変更および解除）

本契約締結の日から本件効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、本件事業または本件事業に関する資産、債務、その他の権利義務等に重大な変動が生じたとき、または本件吸収分割の実行に重大な支障となる事態もしくは本件吸収分割の実行を著しく困難にする事態が生じたときは、甲および乙は協議のうえ、本件吸収分割の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、第7条に定める承認が本件効力発生日の前日までに得られなかったとき、または本件吸収分割の実施に必要な法令に定める関係官庁の承認が本件効力発生日までに得られなかったときは、その効力を失うものとする。

第11条（協議事項）

本契約に定めのない事項または本件吸収分割に関して協議すべき事項が生じたときは、甲および乙は、本契約の趣旨に従って誠意をもって協議のうえ、これを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

2021年4月23日

甲 大阪市中央区平野町四丁目1番2号
大阪瓦斯株式会社
代表取締役社長 藤原 正隆



乙 大阪市中央区平野町四丁目1番2号
大阪ガスネットワーク株式会社
代表取締役社長 中村 剛



【別紙】

承継対象権利義務明細表

承継対象権利義務は、本件効力発生日において本件事業に属する下記のものとする。なお、1. 資産および2. 負債については、2021年3月31日現在の貸借対照表を基礎とし、同日以降に通常の業務の範囲内で行われる本件事業に係る業務の執行および財産の管理により生じた変更を反映したものとする。

記

1. 資産

(1) 固定資産

- ・本件事業に属する有形固定資産、無形固定資産（ただし、知的財産権については本件事業に属する著作権・ノウハウに限る。）、投資その他の資産
- ・本件事業が主として利用する事業所等の土地・建物・設備等
- ・株式会社きんぱい、大阪ガス・カスタマーリレーションズ株式会社の株式

(2) 流動資産

- ・本件事業に属する現金、預金、売掛金、諸未収入金、貯蔵品その他の流動資産

2. 負債

(1) 固定負債

- ・本件事業に属する保安対策引当金、ガスホルダー修繕引当金、その他の固定負債（ただし、社債および借入金に関する固定負債を除く。）

(2) 流動負債

- ・本件事業に属する買掛金、未払金、未払費用、預り金、諸前受金その他の流動負債（ただし、社債および借入金に関する流動負債を除く。）

3. 契約上の地位および権利義務等

(1) 契約（ただし、雇用契約を除く。）

- ・本件事業に属する賃貸借、業務委託契約、請負、リースその他の本件事業に属する一切の契約上の地位およびこれに付随する権利義務（上記1. および2. により乙に承継されることとなる資産または負債に係る契約におけるものを含む。）。ただし、上記1. および2. により乙に承継されない資産または負債に係る契約における契約上の地位およびこれに付随する権利義務は除く。

(2) 許認可等

- ・本件事業に属する免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち法令上承継可能なもの。

4. その他

承継対象権利義務のうち、本契約締結後に法令その他の規制上承継が困難であることが判明したもの（承継することにより甲または乙において想定外の損失を生じることが判明したものを含む。）については、必要に応じて甲乙協議のうえ、承継対象権利義務から除外することができる。

以上



大阪ガスネットワーク株式会社

貸借対照表

(令和3年4月1日現在)

(単位:円)

資産の部		純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	100,000,000	株主資本	100,000,000
現金及び預金	100,000,000	資本金	100,000,000
資産合計	100,000,000	純資産合計	100,000,000



これは原本と相違ありません
大阪市中央区平野町四丁目1番2号

大阪瓦斯株式会社

代表取締役社長

藤原正隆

